

【大学教育推進会議】 e-Learning 推進部会

科目（在留外国人と言語）

No	テーマ	学修到達目標	内容	課題
第1講	在留外国人の定義	言語サービスの目的について説明できる。 多言語サービス、日本語サービスとの違いについて説明できる。 長期滞在の外国人の特質を説明できる。	在留外国人の増加につれて、言語サービスの内容がどのように変化してきたか調べる。 ホームページ等を利用して行う言語サービスを調べてみる。	自分の住んでいる市町村に外国人が転入してきた時を想定して、利便を図るためのホームページを作成する。
第2講	言語サービスの主体	言語サービスの主体となるのは誰か説明できる。 多言語サービスと言語サービスの違いについて説明できる。	地方自治体の役目を考えてみる。 マイナーな言語の話者がかかえる問題点について考察をする。 在留外国人の増加の程度を予想してみる。	自分が経験した外国人とコミュニケーションするときの問題点を互いに紹介しあう。
第3講	言語サービスの対象者	どのような外国人に言語サービスを提供すべきか説明できる。 出身国別の外国人の言語問題の違いを説明できる。 言語サービスの法的根拠を説明できる。	漢字圏からの外国人に対する日本語教育を検討する。 対象者の特性(年齢、知能、適性、認知スタイル、動機付け)について考察する。 不就学の子どもの存在を考える。	日本語や英語以外の母語保持教育について考える。 緊急事態では、外国人はどの言語に頼るかを説明する。
第4講	公務員が提供するサービス	入国審査での概要を説明できる。Visa や、passport, 在留カードなどについて説明ができる。	外国人が住民基本台帳に掲載されるまでのプロセスを理解する。外国人が住民基本台帳に掲載されるまでのプロセスを理解して説明できる。市民課や外国人課の役割や外国人に対してのサービスの概要を説明できる。	外国人雇用管理主任者とはどのような役目を行うかまとめる。 外国人実習制度についてまとめる。 在留カードの機能についてまとめる。
第5講	やさしい日本語	「簡約日本語」について説明できる。 「やさしい日本語」の生まれた必要性について説明できる。 「やさしい日本語」を用いることができる。	外国人向けに提案されてきた易しくされた日本語を調べる。 「やさしい日本語」を普及する場合の問題点を考える。	外国人に対して日本語で話したときに感じた問題点を、受講者同士で共有し合う。
第6講	日本語の国際化について	日本語教育の国際的な広がりについて説明できる。 日本語能力試験、日本語教育能力検定試験などの制度を説明できる。	海外で日本語教師が直面する問題点を考える。日本語教師として生計をたてる場合の問題点を考える。 国連で使われる言語を調べてみる。	各国で日本語を学んでいる人の最新の数を調べてみる。 外国人に対して日本語で話したときに感じた問題点を、受講者同士で共有し合う。
第7講	日本語が話せない子どもたちの増大	市役所で外国人の世話をする課の仕事の内容を説明できる。 外国人への地方自治体の責任を説明できる。	外国人が直面する問題点をいくつか列挙してみる。 国民である場合と永住権を持っている場合の	近隣の市町村の役場を訪問して、外国人の世話をする部署について調べてみる。

		窓口となる公務員の必要な語学力を説明できる。	違いについて考える。	
第8講	ダブルリミテッド	言語習得の臨界期について説明できる。 複数の言語を子どもの時に習得することから生まれる長所と短所を説明できる。 ダブル・リミテッドはどのような場合に生まれるか説明できる。	減算的バイリンガリズムと加算的バイリンガリズムを調べる。 CALPとBICSについて調べる。 野生児の事例を調べる。	自分に子どもができたとして、各国に滞在しなければならないとして、どのような言語教育を与えるか受講者同士で議論し合う。
第9講	文化の違い	異文化の子どもをどのように日本に受け入れるべきか説明ができる。 異文化の違いで起きる摩擦について説明できる。	食文化の違い（例えば、イスラム教の子どもが来て、豚肉が食べられないというケースを想定して、どのように対処するかなど）を検討する。	世界に多発する民族問題と言語の事例を収集する。
第10講	社会とルール	日本の社会でのルールが在留外国人達にどのように映るか説明できる。 敬語などの使い方を説明できる。 面接やお辞儀などの文化的な相違を説明できる。	西洋人と非西洋人に対しての日本人の態度の違いなどを考える。 敬語の使用が社会全体に組み込まれている日本社会の特質を知る。	面接の時の様子の違いを西洋と日本とで比較してみる。 握手とかお辞儀の仕方を在留外国人にどのように教えるか考察する。
第11講	人権宣言	人権宣言の骨子を説明できる。 マイノリティの権利宣言の内容を説明できる。 様々な宣言（子どもの権利条約、国際人権規約）などの意義を説明できる。	世界言語権宣言を読みながら、言語権という概念について考える。 差別をなくすために、国際連合が果たしている役割を考察する。	日本ではどの程度までこれらの宣言が浸透しているか考察をする。
第12講	国籍の取得	国籍を取得するとどのような面で利点があるのか説明ができる。 出生地主義と血統主義の違いについて説明できる。 二重国籍について説明できる。	日本国籍を取得する手続きを説明できる。 ビザの更新、永住権の取得、とはどのようなことなのか、検討する。	近所で不就学の外国人児童を見かけた場合、どのようにするか話し合う。
第13講	法廷通訳他	法廷通訳の必要性について説明できる。 マイナーな言語の通訳人の必要性について説明できる。 諸外国のとうい通訳人について説明できる。	ふとした通訳のニュアンスの違いで起こる誤解を考えてみる。 通訳人の日本と諸外国における待遇の違いを調べる。	年間で必要とされる法廷通訳人の数を言語別に調べる。 もしも弁護、検察、裁判で同じ通訳人が兼ねたらどのような弊害が起こるのか考える。
第14講	国際観光都市と多言語	外国人観光客と在留外国人との違いについて説明できる。 オーバーツーリズムの問題について説明できる。	外国人向けの標識やポスター、ホームページなどの充実を検討する。 主要都市以外の都市への外国人観光客を呼びこむ方法を考える。	受講生が滞在する市町村へ外国人観光客を増やすための政策をいくつか挙げてみる。
第15講	望ましい多文化共生社会	先進国で行われている多文化共生社会を説明できる。 外国人の比率が1割を超える社会の状況を説明できる。	多文化共生社会とはどのような社会であるか調べる。 シンガポールの事例を調べて、どのように多文化共生社会を維持しているか考察する。	小中学校では、多文化共生社会を考えさせる教材のあり方を考察する。